

児童手当

①対象となる方

児童手当の申請者は、中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育している保護者のうち、主たる生計の中心者（恒常的に所得の高い方など）です。

児童手当は申請しないと受給できません。お子さんが生まれた方や、中野区に転入された方は、新たに手続きが必要です。（公務員の方は、原則としてそれぞれの勤務先での申請になるため所属で必ずご確認ください。）

②手当額（月額）

児童年齢	手当額
0歳～3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳～小学校修了前（第3子以降）※	15,000円
中学生	10,000円
所得制限限度額以上、所得上限限度額未満	一律5,000円
所得上限限度額以上	支給対象外

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの養育している児童のうち3番目以降の児童

③児童手当所得限度額について ★住民税の申告内容を基準として判定します。

1月～5月受給分までは前々年の所得、6月受給分から前年の所得で判定します。

税法上の扶養人数	所得制限限度額 (児童手当区分)	収入額の 目安	所得上限限度額 (特例給付区分)	収入額の 目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
以降、扶養1人につき	38万円加算		38万円加算	

※所得上限限度額（特例給付区分）以上の方は児童手当の支給対象となりません。

※老人控除対象配偶者及び老人扶養親族1人につき6万円を所得限度額に加算します。

※社会保険料相当額（8万円）、障害者・勤労学生（27万円）、特別障害者（40万円）、寡婦（27万円）、ひとり親（35万円）、雑損・医療費・小規模企業共済等掛金（控除相当額）は所得額から控除します。

※給与所得又は公的年金所得がある方は、所得合計から10万円を控除します。詳しくはHPをご確認ください。

④支給について

申請月の翌月分から支給します。ただし、出生・転入による申請は、申請日が出生日・転出予定日（転出届に記載の異動日）の翌日から15日以内の場合、出生日・転出予定日の属する月の翌月分から支給します。

手当の支給は年3回（6月・10月・2月）のそれぞれ12日（土日祝日の場合はその前の平日）です。支払月の前月分までをお届けの口座に振り込みます。

⑤新規申請手続きに必要なもの ※下記イ～カ書類等は後日提出としてご申請いただけます。

- ア 児童手当・特例給付認定請求書
- イ 申請者名義の振込先口座が分かる通帳またはキャッシュカード
※公金の振り込めない金融機関は不可
※配偶者または受給対象児童名義の口座は不可
※公金受取口座を利用する場合は、請求書に振込先金融機関等の記載は不要です。
- ウ 個人番号がわかるもの（通知カード等）+本人確認書類（免許証・保険証等）
※マイナンバーカードの場合はマイナンバーカードのみで本人確認可能
- エ 申請者の健康保険証の写し
★各種共済組合員（私立学校教職員共済を除く）の方のみ必要です。
- オ 申請者及び配偶者の所得情報
各年1月1日時点で住民登録のあった自治体にマイナンバーで情報照会します。1月1日に住民登録のあった市区町村を必ずご記入ください。
- カ その他
★お子さんと別居している等、ご事情により別途書類が必要となる場合があります。

⑥対象となるお子さんが増えた方は、額改定認定請求書を提出してください。

※増額についても申請しなければ受給できません。

⑦申請方法・・・電子申請、窓口申請、郵送申請

※来庁不要で電子申請による申請が可能です。右記QRコードより申請ください。

※新規申請書及び額改定認定請求書は窓口を設置しています。

また、中野区公式HPからダウンロードできます。

※郵送申請の場合、申請受理日は請求書が区役所に到着した日です。



電子申請受付
QRコード

⑧新規申請・額改定認定請求窓口

子ども総合窓口（区役所3階11番）、地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷲宮）

⑨現況届について

児童手当の認定後毎年、支給要件を満たしているかどうかの審査を行います。一部の方は審査の際、現況届の提出が必要です。対象の方には毎年6月に送付しております。対象者等詳しくは区のHPをご覧ください。

⑩受給後の注意

申請した当時と状況が変更した場合、届出が必要になる場合があります。詳しくは区のHPをご覧ください。

⑪その他

中野区公式ホームページ
児童手当(国制度)
のURLはこちら→



【問い合わせ（提出）先】 〒164-8501 中野区中野4-8-1
中野区役所子ども教育部子育て窓口 TEL 03-3228-5484(平日8:30~17:00)

※児童手当以外の手当については、裏面をご覧ください※



各種手当のご案内

児童手当以外に、家庭状況により下記手当・給付金が受給できる場合があります。以下の制度概要をご覧ください、手続きについては下記担当までご相談ください。

手当・給付金名		受給要件	支給制限	手当月額・給付金の支給額	
ひとり親(実質ひとり親)家庭等の方	区制度	児童育成手当 (育成手当)	出生から18歳に達した日以降における最初の3月31日までの児童を養育している、下記のいずれかの状態にある保護者 ・離婚・死別・未婚等の事情で母子(父子)家庭の方 ・父または母に重度の障害がある家庭の方	所得制限あり ※児童が社会福祉施設等に入所しているときは対象外 ※申請者が異性と同居している・事実婚状態が認められる場合は対象外	児童1人につき 13,500円
	国制度	児童扶養手当	出生から18歳に達した日以降における最初の3月31日までの児童(中度の障害のある児童の場合は20歳未満)を養育している、下記のいずれかの状態にある保護者 ・離婚・死別・未婚等の事情で母子(父子)家庭の方 ・父または母に重度の障害がある家庭の方		※手当額は所得額・受給対象児童数によって異なります。 ※手当額は改定される場合があります。
	区制度	実質ひとり親家庭への子育て支援給付金	日本国内に住所を有する出生から18歳に達した日以降における最初の3月31日までの児童を養育している、区内在住の離婚調停中の父母	所得制限あり ※申請者が配偶者、実父母、義父母のいずれかと同居している場合は対象外	児童1人につき 100,000円
障害のある児童を養育している方	区制度	児童育成手当 (障害手当)	20歳未満で障害があり、その程度がいずれかに該当する児童を養育している保護者 ・「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ・「身体障害者手帳」1・2級程度の児童 ・脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童	所得制限あり ※児童が社会福祉施設等に入所しているときは対象外	児童1人につき 15,500円
	国制度	特別児童扶養手当	20歳未満で障害があり、その程度がいずれかに該当する児童を養育している保護者 ・「身体障害者手帳」1・2・3級程度の児童(下肢障害については4級の一部を含む) ・「愛の手帳」1・2・3度程度の児童 ・同程度の「内部障害」・「精神障害」がある児童 ・重複障害(複数の障害がある場合{上肢4級+下肢6級など}は、個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります。)		※手当額は手当等級により異なります。 ※手当額は改定される場合があります。

☆上記手当・給付金の申請および相談は、区役所3階11番子ども総合窓口までお越しください。(各地域事務所では手続きできません)

各手当・給付金には所得制限があります。また、受給要件により持参していただく書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中野区役所 3階11番 子ども教育部 子育て窓口

児童手当係 03-3228-8952 (直通) (平日8:30~17:00)